平成28年労第546号

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、事務員として就労 していた。請求人は、平成〇年〇月〇日、当日の業務を終了し、自家用車を運転 して帰宅する途中、交差点において、後続車に追突され、負傷した。
- 2 請求人は、同日、C病院に受診し、「頚椎捻挫、腰椎捻挫、頭部打撲」と診断され、以後、複数の医療機関で療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日治癒(症状固定)とされた。なお、この間の治療費は、後続車(加害者)が加入する自賠責保険により支給され、また、自賠責保険では、後遺障害併合14級と認定されている。
- 3 請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に対して障害給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級(以下「障害等級」という。)第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付の額から前記自賠責保険会社が支払いをした逸失利益相当額を控除した額を支給する旨の処分(以下「本件処分」という。)をした。
- 4 請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」 という。)に対し審査請求を行ったが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれ を棄却する旨の決定をした。
- 5 本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて再

審査請求に及んだ事案である。

- 第3 当事者の主張の要旨
 - 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審查資料

(略)

- 第6 理 由
 - 1 当審査会の事実認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1) 請求人に残存する障害として検討すべきものは、請求人の主張及び医学的意見からみて、頸部及び腰部の運動障害及び頸部から左上肢にかけての神経症状並びに腰部から左下肢にかけての神経症状と認められる。
 - ア 頸部及び腰部の運動障害について

D医師は、平成〇年〇月〇日付け自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書 及び同年〇月〇日付け障害給付請求書裏面診断書において、せき柱の運動障 害を認めず、関節可動域の記載もなされていない。

また、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、頚椎及び胸腰椎の可動域制限を認めるが、平成〇年〇月〇日撮影の単純エックス線写真において頚椎・腰椎・胸椎・骨盤・股関節に骨傷を認めず、また同年〇月〇日撮影のMRI画像から、第5項背腰部軟部組織の器質的変化は認められず、頸椎及び胸腰椎の可動域制限は、疼痛のために生じたものである旨述べている。

したがって、当審査会としては、決定書理由に説示するとおり、頸部及び腰部の可動域の制限は、せき柱の運動障害として評価することはできず、疼痛のために運動障害を残すものと認めて、局部の神経症状として評価することが妥当であると判断する。

- イ 頸部から左上肢にかけての神経症状及び腰部から左下肢にかけての神経症 状について
 - (ア) 請求人は、障害の状態に関する申立書及び平成○年○月○日付け意見書 において、各部位の痛み、しびれ等を訴えている。
 - (イ)請求人の症状に関する医学的見解をみると、D医師は、平成○年○月○日付け自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書及び同年○月○日付け障害補償給付請求書裏面診断書において、請求人の疼痛等感覚障害を認めており、要旨「頸椎MRIによると、第5/6頚椎椎間板正中後弯に椎間板線維輪損傷と思われる所見あり。腰椎MRIでは、腰椎第4/5椎間板には、軽度膨張と変形所見を認める。」と述べているが、「前医より平成○年時のMRIと比較するも著変認めずとの連絡あり。」とも述べている。

また、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の主訴及び自覚症状について「頚部痛、腰痛が強く左肩から上腕、前腕、手部、手指に痛みとシビレがあり、左臀部から左大腿、下腿、足部にも痛みとシビレが残っている」と認めた上で、「頸椎、胸椎、腰椎、骨盤、股関節に骨傷は認めない」が、「頚椎第5/6間に椎間板の変性と後方突出を認め、腰椎第4/5椎間板の後方突出を認めるが、どちらも急性に生じたものではなく、〇年以上前よりあるものと思われ、外傷によって起こる項背腰部軟部組織の器質的変化は認められない」旨述べており、総合意見として、請求人の障害について「頚部から左上肢にかけての神経症状を残すもの及び腰部から左下肢にかけて神経症状を残すもの」である旨述べている。

- (ウ) 当審査会としては、D医師及びE医師の意見は、請求人の主訴及び自覚症状を踏まえた上で、エックス線写真、MRI画像等を根拠としており、 妥当なものと判断する。
- ウ したがって、当審査会としても、請求人に残存する障害は、決定書理由に 説示するとおり、頸部から左上肢にかけての神経症状及び腰部から左下肢に かけての神経症状であり、それぞれ「通常の労務に服することはできるが、 受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」(障害等級第14級の9)に該当し、 併合の方法を用いて、障害等級準用第14級に該当すると判断する。
- (2)請求人は、障害の状態について、平成〇年〇月〇日付け意見書において多岐 に渡る症状を述べているが、医学的知見によって認められる状態は、上記(1)

のとおりであり、また、E医師の意見は妥当でない旨主張しているが、その医 学的根拠は明らかではなく、請求人の主張を採用することはできない。

(3) なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右 するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした障害等級第14級に 応ずる障害給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由は ないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。